

滋賀県立自然公園条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）の一部改正により、国立公園および国定公園における地方公共団体等の地域の多様な関係者の主体的な取組を促す制度が新たに設けられたこと等から、県立自然公園においても国立公園および国定公園と同様の制度の導入等を行うため、滋賀県立自然公園条例（昭和 40 年滋賀県条例第 30 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 条例の目的に生物の多様性の確保に寄与することを追加することとします。（第 1 条関係）
- (2) 知事は、公園事業の執行の認可を受けた者に対して、改善命令、原状回復命令等、報告徴収および立入検査を行うことができることとします。（第 13 条、第 17 条および第 23 条関係）
- (3) 利用拠点の質の向上のための協議会の設置、協議会が作成した利用拠点整備改善計画の認定、認定を受けた同計画に係る利用拠点整備改善事業についての公園事業に関する特例等を定めることとします。（第 18 条、第 19 条および第 22 条関係）
- (4) 県立自然公園の特別地域において知事の許可を要する行為として、知事が指定する区域内における木竹の損傷、当該区域が本来の生息地でない動物の放出等を追加することとします。（第 24 条関係）
- (5) 利用調整地区の区域内への立入りについて、一定の要件に適合する者が代表して立入りの認定を受けることができることとします。（第 26 条関係）
- (6) 県立公園の特別地域または集団施設地区内における利用のための規制の対象行為に、野生動物に餌を与えることその他の野生動物の生態に影響を及ぼし公園利用に支障を及ぼすおそれのある行為を追加することとします。（第 38 条関係）
- (7) 県は、知事が作成した生態系維持回復事業計画に従って生態系維持回復事業を行うとともに、県以外の者についても、知事の確認または認定を受けて同事業を行うことができることとし、同事業として行う行為については特別地域における行為に係る許可等を要しないこととします。（第 39 条および第 40 条関係）
- (8) 質の高い自然体験活動の促進のための協議会の設置、協議会が作成した自然体験活動促進計画の認定、認定を受けた同計画に係る自然体験活動促進事業に関する特例を定めることとします。（第 43 条および第 44 条関係）
- (9) 公園管理団体として指定する法人が行う業務を見直すこととします。（第 55 条関係）
- (10) 公園事業の執行に関する規定についての罰則の追加、県立公園の特別地域における

許可を要する行為に係る罰則の引上げ等を行うこととします。(第 69 条、第 70 条、第 72 条、第 73 条および第 75 条関係)

(11) その他

- ア この条例は、令和 6 年 7 月 1 日から施行することとします。
- イ この条例の施行の関し必要な経過措置を定めることとします。
- ウ 関係条例について必要な改正を行うこととします。
- エ その他必要な規定の整備を行うこととします。